

令和6年度 税制改正のポイント **速報**

- 特例承継計画の提出期限の延長(2年) ● 賃上げ税制における繰越控除措置(5年)の創設
- 交際費から除外される飲食費上限の引上げ(1万円)など、**商工会議所の要望が数多く実現!**

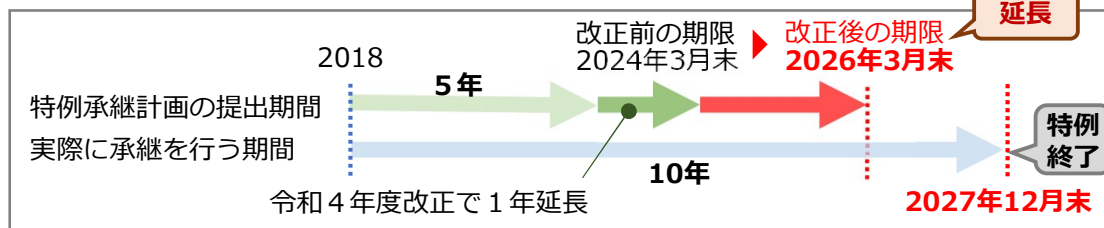
日商「税制改正 特設サイト」▶



I. 円滑な経営承継・事業継続に資する税制

1. 事業承継税制(特例措置)における特例承継計画の提出期限の延長(2年)

- ▶ 特例措置を活用するための前提となるエントリーシート(特例承継計画)の提出期限が2年延長、新たな提出期限は2026年3月まで。一方で、実際に承継を行う期限である2027年12月末については、「今後とも延長を行わない」旨が明記された



事業承継税制(特例措置)とは

先代から自社株を贈与・相続するときの税負担が100%猶予(一定要件を満たすと免除)される制度。10年間の時限措置

制度の紹介チラシ▶



2. 経営資源集約化税制(中小企業事業再編投資損失準備金)の延長(3年)・拡充

- ▶ M&A実施後のリスクに備えるため、M&A実施時に投資額の一定比率の金額を損金算入できる措置が3年延長
- ▶ 中堅・中小企業によるグループ化に向けた複数回のM&Aに対し、積立率や据置期間を深掘りする新たな枠を創設

- ① 経営力向上計画の認定
- ② M&A実施に準備金を積立 [損金算入]
:(株式等の取得対価の最大100%以下)
- ③ 据置期間(最長10年)
- ④ 簿外債務等の発覚時に準備金の取り崩し [益金算入]
- ⑤ 据置期間終了後、5年かけて均等取崩 [益金算入]

(※) 株式譲渡が対象(事業譲渡は対象外)かつ、株式の取得価額が10億円以下の場合に限る

拡充 中堅・中小グループ化税制(積立率や据置期間を深掘りする措置)

- ① 税制の対象に中堅企業も追加
- ② 積立率の拡大(現行:70%以下)
▶ 2回目M&A 90%以下
▶ 3回目以降M&A 100%以下
- ③ 据置期間の長期化(現行:5年)
▶ 10年

※株式の取得価額が1億円以上100億円以下が対象
※産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。過去5年以内にM&Aの実績が必要

II. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

3. 中小企業向け賃上げ促進税制の延長(3年)・拡充(繰越控除(5年)の創設) 控除上限:法人税額等の20%

- ▶ 特例措置を3年延長するとともに、賃上げの裾野をさらに広げるため、**繰越控除措置(5年)**が創設

- 税額控除の繰越控除期間としては**過去最長!**
- 商工会議所は、繰越控除措置の導入を昨年から要望しており、今年実現

- ▶ 教育訓練費の上乗せ措置の要件緩和
- ▶ 仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業への上乗せ措置の創設

- 控除率が**最大45%**に拡大(現行40%)

	中小企業(資本金1億円以下)	
	要件	控除率(最大45%)
基本	雇用者全体の給与総額増加率 +1.5%以上	給与増加額 × 15%
繰越控除措置		繰越期間 5年 新設 (※1)
上乗せ①(賃上げ)	対前年度 +2.5%以上	+15%
上乗せ②(教育訓練費)	対前年度(※2) +5%以上 (現行+10%以上)	+10% 緩和
上乗せ③(両立支援等)	「くるみん」または「えるぼし2段階目」の認定を受けた企業は +5%上乗せ	新設

(※1) 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能

(※2) 新たに「当期の給与総額の0.05%以上」が要件として追加

4. 中堅企業向け賃上げ促進税制の創設 **新設**

- ▶ 賃上げ促進税制の中に、従業員数2,000人以下を対象とする**中堅企業枠**を創設
- ▶ **継続雇用者**の給与総額増加率+3%以上で税額控除10% (+4%以上で税額控除25%)

裏面に続く▶

II. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制（続き）

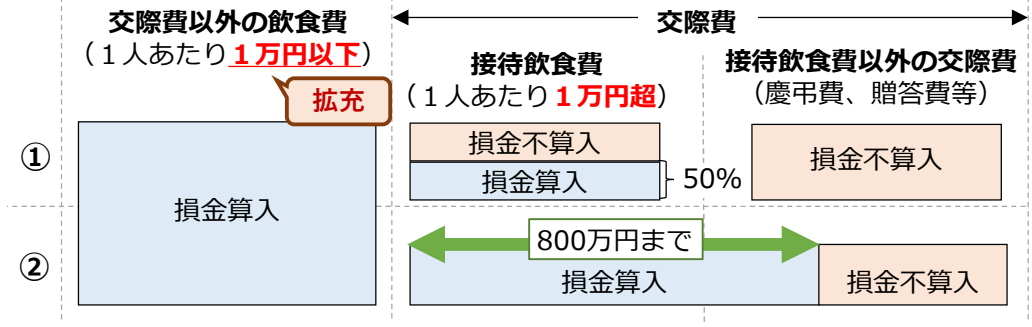
5. 交際費課税特例の延長（3年）・拡充（飲食費上限の引上げ（1万円））

- 交際費を800万円まで全額損金算入できる中小企業向けの特例措置が3年延長
- 交際費から除外される飲食費（1回1人あたり）の上限5,000円が**倍額となる1万円**に引上げ



- 現行の5,000円から大幅拡充。2006年に定められて以来変更なく、**18年ぶりの改正!**
- 商工会議所は2010年から要望しており、**長年の要望が遂に実現!**
- 今後、使う側である企業自身が、従来の5,000円を基準とした**社内規定や慣例を変えることが重要**

（①②のどちらかを選択、大法人は①のみ適用可）



6. 少額減価償却資産の損金算入特例の延長（2年）

- 30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）が可能な措置が2年延長



7. 商業地等に係る固定資産税の負担調整措置・条例減額制度の延長（3年）

- 地価の急激な変動に伴う固定資産税への影響を緩和する措置（負担調整措置）、および地方自治体の条例によって固定資産税負担の上昇を抑制する制度（条例減額制度）が延長

8. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設 **新設**

- わが国のイノベーション拠点の立地競争力を強化する観点から、国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権やAI関連のプログラムの著作権）から生じる所得に減税措置を適用する制度
- 所得控除率は30%。措置期間は7年（2025年4月1日施行）

研究開発税制で支援

研究開発費

知的財産



知的財産から生じる所得

30%の所得控除
(イノベーションボックス税制)

①対象となる知的財産の範囲

※2024年4月1日以降に取得したもの

- 特許権
- AI関連のソフトウェアの著作権

②対象となる所得の範囲 ※

- 知財のライセンス所得
- 知財の譲渡所得

※ 海外への知財の譲渡所得および子会社等からのライセンス所得等を除く。

③自己創出

- 主に「国内で」「自らが」行った研究・開発由来の所得が対象

9. 地域未来投資促進税制の拡充

- 地域経済に大きな波及効果をもたらす成長志向の中堅企業（※）の設備投資を促進するため、中堅企業枠を創設し、税額控除率を最大6%に拡充
- （※）産業競争力強化法において規定

10. 地方拠点強化税制の延長（2年）・拡充

- 本社機能の地方への移転や地方における拠点強化を行う事業者に対する減税措置が2年延長
- 税制の対象となる施設を拡充（インサイドセールス部門やオフィス内に整備する保育施設等）

III. その他税制

11. 大企業の減資等による

“外形標準課税逃れ”に対する措置

商工会議所の強い要望により、現在、外形標準課税の対象外である中小企業（およびその子会社）は、引き続き対象外!

見直し①（大企業の減資対策）

2025年4月施行

※公布日以降施行日までの減資も対象

- 現行の資本金1億円基準は維持
- 前事業年度に外形対象の法人は、資本金1億円以下になっても、資本金+資本剰余金が10億円超の場合は外形対象

見直し②（大企業の分社化対策）

2026年4月施行

- 資本金+資本剰余金が50億円超の外形対象法人の100%子会社のうち、資本金1億円以下で、資本金+資本剰余金が2億円超は外形対象

12. 所得税・住民税の定額減税

- 2024年6月以降の源泉徴収・特別徴収等により、1人につき所得税3万円、個人住民税1万円の減税

13. 防衛力強化に向けた財源確保

- 防衛費の増税（法人税・所得税・たばこ税）について2025年の増税は見送り